

事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第47条第3項の規定に基づき、本会の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営について必要な事項を定める。

(組織及び事務分掌)

第2条 事務局に総務課及び競技課を置く。

第3条 総務課は、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- (1) 定款及び諸規程に関する事
- (2) 評議員会、理事会、総務専門委員会等の会議に関する事（競技課所管を除く。）
- (3) 加盟団体に関する事
- (4) スポーツ少年団に関する事
- (5) スポーツ指導者に関する事
- (6) 本会の運営に関する事
- (7) 資産の管理、予算・決算など財務及び会計に関する事
- (8) 職員の服務、給与、福利厚生等人事に関する事
- (9) 表彰に関する事
- (10) 補助金、助成金、委託金に関する事
- (11) 広報・情報発信に関する事
- (12) 国際交流に関する事
- (13) スポーツ安全協会に関する事
- (14) その他、競技課に属さない事務に関する事

第4条 競技課は、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- (1) **国民スポーツ大会**に関する事
- (2) 県民の体力向上及び競技者の競技力向上に関する事
- (3) 国際的、全国的又は全県的な規模で行われるスポーツ事業の協力及び援助に関する事
- (4) 体力向上・スポーツ医科学専門委員会及び競技力向上専門委員会に関する事
- (5) 総合型地域スポーツクラブに関する事

(職員及び職制)

第5条 事務局に次の職員を置き、理事長が任免又は委嘱する。

- (1) 事務局に参事、事務局長及び事務局次長を置く。
 - (2) 事務局に課長として総務課長及び競技課長を置く。
 - (3) 事務局に職員として係長、指導主事、主査、主任、主事及び幹事を置く。
- 2 理事長は、前項以外の職制を定めることができる。
- 3 第1項の職員の他に、必要に応じ事務局に臨時職員を置くことができる。

(職員の職務)

第6条 参事は、代表理事及び業務執行理事の特命に関する事務を行う。

2 事務局長は、事務局の事務を統括する。

3 事務局次長は、事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が職務を代行する。

4 課長は、事務局長の命を受け、必要に応じて部下職員に指示をし、課若しくは担任の事務を処理する。

5 係長、指導主事、主査、主任及び主事並びに幹事は、課長の命を受け、担任の事務を処理する。

(職員の任免及び職務の指定)

第7条 職員の職務は、専務理事が指定する。

(事務の決裁)

第8条 事務局の事務処理は、特に理事長の指示を必要とするもののほかは、専務理事の決裁による。

(事務局長の専決事項)

第9条 事務局長が専決する事項は、別表に掲げるとおりとする。

(代理決裁)

第10条 専務理事が不在のときは、常務理事がその事務を代決する。

2 常務理事が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

3 事務局長が不在のときは、あらかじめ指定した職員がその事務を代決する。

4 前3項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(会計)

第11条 事務局の会計処理については、別に定めるところによる。

(旅費)

第12条 職員が業務のために旅行する場合は、一般職の職員の旅費に関する条例(昭和29年長野県条例第45号)の例による。ただし、業務上の必要からこれにより難しい場合は、この限りではない。

2 本会の役員及び評議員並びに本会の業務に直接従事する者以外の者が、本会の業務のために旅行する場合の費用弁償は、県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則(昭和33年長野県規則第60号)の例による。ただし、日当は支給しない。

(公印の管理)

第13条 公印は、事務局長が責任をもって管理しなければならない。

2 公印について必要な事項は、理事長が別に定める。

(細則)

第 14 条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

2 事務局職員の勤務時間及び服務等については、長野県職員の例による。

(改 廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、昭和 46 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成元年度 4 月 1 日から施行する。

2 前項の規程にかかわらず、第 4 条、第 5 条及び第 8 条第 1 項の規定は、次の役員改選の日から適用し、その間はなお、従前の例による。

規程改正経過	昭和 50 年 6 月 1 日	一部改正
	昭和 52 年 1 月 11 日	〃
	昭和 57 年 7 月 1 日	〃
	昭和 58 年 6 月 27 日	〃
	平成元年 3 月 23 日	〃
	平成 4 年 4 月 1 日	〃
	平成 14 年 3 月 25 日	〃
	平成 18 年 3 月 28 日	〃
	平成 31 年 4 月 1 日	〃
	令和 3 年 4 月 1 日	〃
	令和 5 年 4 月 1 日	〃
	令和 6 年 1 月 1 日	〃

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

(別表) (第 9 条関係)

事務局長が専決する事項

- 1 所属職員の事務掌握に関すること。
- 2 所属職員の服務に関すること。
- 3 1 件 100 万円未満の予算執行に関すること。(1 件 50 万円未満の流用を含む。)
- 4 非常勤職員の任免に関すること。
- 5 その他軽易なこと。